

桜ヶ丘公園ドッグラン利用規約

このドッグランは、人と動物の豊かな共生生活を目指してつくられました。誰もが安心して快適に利用できるよう、利用規約を守って仲良く、譲り合ってください。

1. 利用登録

- 1 都立 12 公園は共通のドッグラン利用登録制となっています。登録のうえ、ご利用ください
(対象 12 公園：桜ヶ丘公園、神代植物公園、篠崎公園、小山内裏公園、蘆花恒春園、駒沢刈刈ック公園、城北中央公園、水元公園、舎人公園、代々木公園、木場公園、小金井公園)
- 2 利用登録では、ドッグランを利用希望する犬が、狂犬病予防法で義務づけられた、当該年度の狂犬病予防注射の接種と届出を「狂犬病予防注射済票（プレート）」で確認し、犬の管理責任者を明確にします
- 3 利用登録が完了した場合でも、各公園の利用規約により、利用できない場合がありますので、利用にあたっては、予め各公園の利用規約をよくご理解のうえ、利用してください
- 4 利用登録の有効期限は、利用登録証発行の日から翌年度の 6 月 30 日までです。それ以降も利用される場合は、当該年度の狂犬病予防注射済票が発行されてから有効期限までの間に登録申請をしてください
- 5 生後 4 か月未満の犬は登録できません
- 6 利用登録は 1 頭ごとに 1 登録が必要です。利用登録証は同居のご家族内で利用が可能ですが、別居のご家族も含め、他人への貸与は認められません
- 7 ドッグラン入口の暗証番号については利用登録者へお知らせします。第三者へ暗証番号を教える行為は一切禁止します

2. 利用できない犬

- 1 特定犬種、噛み癖など、他の犬に危害を加える恐れのある犬、攻撃性の強い犬
咬傷事故を含む事故を起こした際に、重大な結果となる可能性の高い下記犬種は利用できません
秋田犬、土佐犬、紀州犬、ドーベルマン、グレート・デーン、ロットワイラー、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア、アメリカン・ピット・ブル・テリア、ピットブル、ジャーマン・シェパード、ホワイト・スイス・シェパードなどシェパード系の犬種（オーストラリアン・シェパードを除く）、及び上記特定犬種の MIX 犬を含む。
- 2 発情期（ヒート）のメス犬
- 3 病気（皮膚病等、感染症罹患、消化管内寄生虫等感染）の犬や、ノミ、ダニ、シラミ、疥癬などの外部寄生虫がいる犬
- 4 飼い主の指示を聞けない・飼い主が制御できない犬

3. 利用案内

1 利用時間

午前 6 時から日の入りまで

2 ドッグランの閉鎖

- ・ 大雨、強風等の荒天時、災害発生時など、管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります
- ・ 緊急工事など、広場の維持管理・運営上、やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります

3 1 人が 1 回に連れて入れる犬の頭数

- ・ 1 人が 1 回に連れて入れる犬の頭数は同一エリア内 2 頭までとします（それ以上はコントロールしきれないため）

4 年齢制限

- ・ 小学生の利用は、成人以上の保護者の同伴が必要です（トラブル発生時に、本人が対処できないため）
- ・ 未就学児は保護者同伴でも入場できません

5 別紙「ドッグラン利用時のルールとマナー」を遵守してください。

6 エリアの利用サイズ

エリア	説明
小型犬	体重 10 kg 未満の犬のみ
中・大型犬	体重 10 kg 以上の犬のみ

4. 禁止行為

- 1 ベビーカーや犬用カート、イスなどの工作物、シート等の持ち込み
- 2 犬以外のペットの入場
- 3 犬だけをドッグランに放置したり、目を離したりする行為
- 4 ドッグラン内での飲食、喫煙
- 5 犬へのエサ、おやつ等の給仕
- 6 訓練士などの営業活動（犬の訓練士の訓練やお散歩代行の行為など）や、許可のない集団での利用や特定のグループによる独占的利用（ただし、東京都、公園管理者による催事は除く）、広告宣伝行為、政治活動、宗教活動
- 7 犬のブラッシングや洗浄行為
- 8 人のみでの入場
- 9 その他、公園管理者が、管理運営上支障があると認めた行為

5. その他注意事項

- 1 ドッグランに入場するときは、犬に狂犬病予防注射済票を装着のうえ、登録カードを中学生以上の利用者一人一人が見える位置に身につけてください（ご家族分登録カードを印刷してください）。なお、登録カードを忘れた場合は入場できません。
- 2 犬の糞尿、吐しゃ物等の処理

- ・ 糞や吐しゃ物などの汚物は飼い主が速やかに回収し、責任をもって持ち帰って処分してください
 - ・ 汚物は公園のごみ箱やトイレに捨てないでください
 - ・ 尿をした後は速やかに水で洗い流してください
- 3 犬のコントロール
- ・ 首輪をつけ犬の行動を制御できる状態で入場してください
 - ・ ノーリードは各エリア内でのみとします。リリースポイントまではリードをはなさないでください。
 - ・ 飼い主は犬から目を離さないようにし、興奮状態などに陥った際は、直ちに制止させてください
 - ・ 犬が「マウンティング」、「追い回し」、「吠え続ける」など、他の犬や人に迷惑を及ぼす状況が発生した場合、飼い主は速やかに制止させてください
- 4 ドッグラン内に入出場する際は、毎回、扉が完全に閉まっているか確認してください
- 5 ドッグランの外では必ずリードをつけてください
- 6 遊び道具は原則として禁止しませんが、他の犬への影響もあり注意が必要です。使って良いかどうか、必ず周囲の方に確認してください
- 7 路上駐車など、近隣住民や他の公園利用者に迷惑のかかる行為はおやめください

6. 自己責任による利用

- 1 ドッグラン内や、その周辺で発生した利用者同士のトラブルは、当事者同士で誠心誠意よく話し合
って解決してください。東京都、公園管理者およびボランティアは一切責任を負いません
- 2 人、犬いづれにおいても事故・怪我・病気感染・寄生虫感染等、すべてにおいて自己の責任であ
ることを了承のうえで、ご利用ください
- 3 いかなる場合も、公園管理者は利用者の個人情報はお伝えできませんので、必要に応じて、お互
いの連絡先を交換するなどご対応ください
- 4 事故発生時は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを遵守してく
ださい
 - ・ 犬が人を噛んだ場合、飼い主は、適切な応急処置及び新たな事故の発生の防止する措置をと
り、発生後 24 時間以内に、「動物愛護相談センター」または「保健所」に届け出をしてください
 - ・ 犬が人を噛んだ場合、飼い主は 48 時間以内に、噛みついた犬の狂犬病の疑いについて、獣医
師に検診させてください

7. 規約の変更

必要に応じて、都立桜ヶ丘公園ドッグラン利用規約を変更することがあります

8. 個人情報について

- 1 登録申請に係り、ご提出いただいた個人情報に関しては、ドッグランの管理、登録以外の目的には
利用いたしません
- 2 個人情報に関して閲覧の要望がありましても、警察などの公的機関以外への提供はいたしません

9. 利用登録の抹消、退会について

- 1 利用規約に違反する行為、その他迷惑行為等があり、公園管理者等の指導に従っていただけない場合、公園管理者の判断で利用登録を抹消することがあります
- 2 登録申請に、虚偽の内容があった場合は、登録抹消となります
- 3 有効期限を待たず、自主的に退会を希望される場合は、公園サービスセンターまでお申し出ください

都立桜ヶ丘公園のドッグランは、都立桜ヶ丘公園および都立桜ヶ丘公園ドッグランサポーターズの会の協働により管理・運営を行っています。

桜ヶ丘公園サービスセンター 042-375-1240